

令和 6 年度

事業概要



福井県児童・女性相談所

目 次

I 福井県児童・女性相談所の概要	1
1 児童・女性相談所の所在地および電話番号	1
2 児童・女性相談所が有している機能および施設	1
3 組織図	2
4 沿革	2
【福井児童相談所】	3
I 福井児童相談所の概要	4
1 概要	4
2 所管地域	4
3 沿革	4
4 職員構成	5
5 児童相談のながれ	6
6 児童相談の種類と内容	7
7 県内の児童福祉施設等設置状況および入所状況	8
(1)所管する児童福祉施設および措置児童数	8
(2)県内の里親・ファミリーホームおよび措置児童数	8
8 主要事業の概要	8
(1)児童虐待対応カウンセリング強化事業	8
(2)ひきこもり等児童宿泊等指導事業	8
(3)家族療法スーパーバイザー招聘研修	9
(4)里親養育支援事業	9
(5)市町職員児童虐待防止研修会	9
(6)24時間・365日児童相談事業	9
(7)法的対応相談事業	9
(8)ヤングケアラーに関する相談	9
II 福井児童相談所の相談概要(業務統計)	10
1 児童相談受付状況	10
(1)過去5年間の児童相談受付件数の推移	10
(2)令和4年度通告経路別受付件数	11
(3)年齢別相談種別受付件数(令和4年度)	12
(4)市町別相談種別受付件数(令和4年度)	13
(5)令和4年度に受付けた虐待相談の年齢構成および虐待種別	14
(6)虐待相談における主な虐待者(令和4年度)	15
2 児童相談対応状況	16
(1)相談種別対応状況(令和4年度)	16
(2)養護相談の理由別対応状況(令和4年度)	17
(3)虐待相談対応件数の推移	18
3 一時保護の状況	18
(1)保護状況(令和4年度)	18
(2)年齢階層別・相談種別保護状況(令和4年度)	19
(3)虐待を理由とする保護児童の年齢区分(令和4年度)	20
(4)令和4年度中の保護児童の対応状況	20
(5)虐待を理由とする保護児童の一時保護解除後の状況(令和4年度)	20
4 診断・判定の状況	21
(1)調査・判定・心理治療の状況(令和4年度)	21
(2)療育手帳判定状況(令和4年度/児童のみ)	21
5 里親の状況	21
(1)令和4年度末委託児童数	21
(2)令和4年度中の里親委託・解除・変更状況	21
【福井女性相談支援センター】	22

I	福井女性相談支援センターの概要	23
1	概要	23
2	沿革	23
3	職員構成	23
4	業務のあらまし	24
	(1)根拠法および支援対象者	24
	(2)相談	24
	(3)援助	24
	(4)一時保護	24
	(5)女性自立支援施設(若草寮)への入所決定	24
	(6)「配偶者暴力被害者支援センター」としての業務	24
	(7)関係機関との連携等	24
5	女性相談のフローチャート	25
II	福井女性相談支援センターの相談概要(業務統計)	26
1	相談業務	26
	(1)相談件数	26
	(2)年度別経路別受付状況	27
	(3)令和5年度における相談対応状況	27
	(4)令和5年度における主訴別相談状況	28
	(5)令和5年度における来所相談の状況	29
2	一時保護業務	30
	(1)年度別保護人員	30
	(2)年度別主訴別保護状況	31
	(3)令和5年度における在所期間別保護人員	31
	(4)令和5年度における一時保護後の状況	31
3	保護命令関係	32
	(1)令和5年度中に裁判所から書面提出を求められた件数	32
	(2)令和5年度の保護命令決定内容(書面提出をした事件)	32
III	女性自立支援施設(若草寮)の相談概要(業務統計)	33
	(1)入退所状況	33
	(2)年度別主訴別の在所者状況	33
	(3)令和5年度在所者の状況	34
	(4)年度別入退所状況	34

I 福井県児童・女性相談所の概要

1 児童・女性相談所の所在地および電話番号

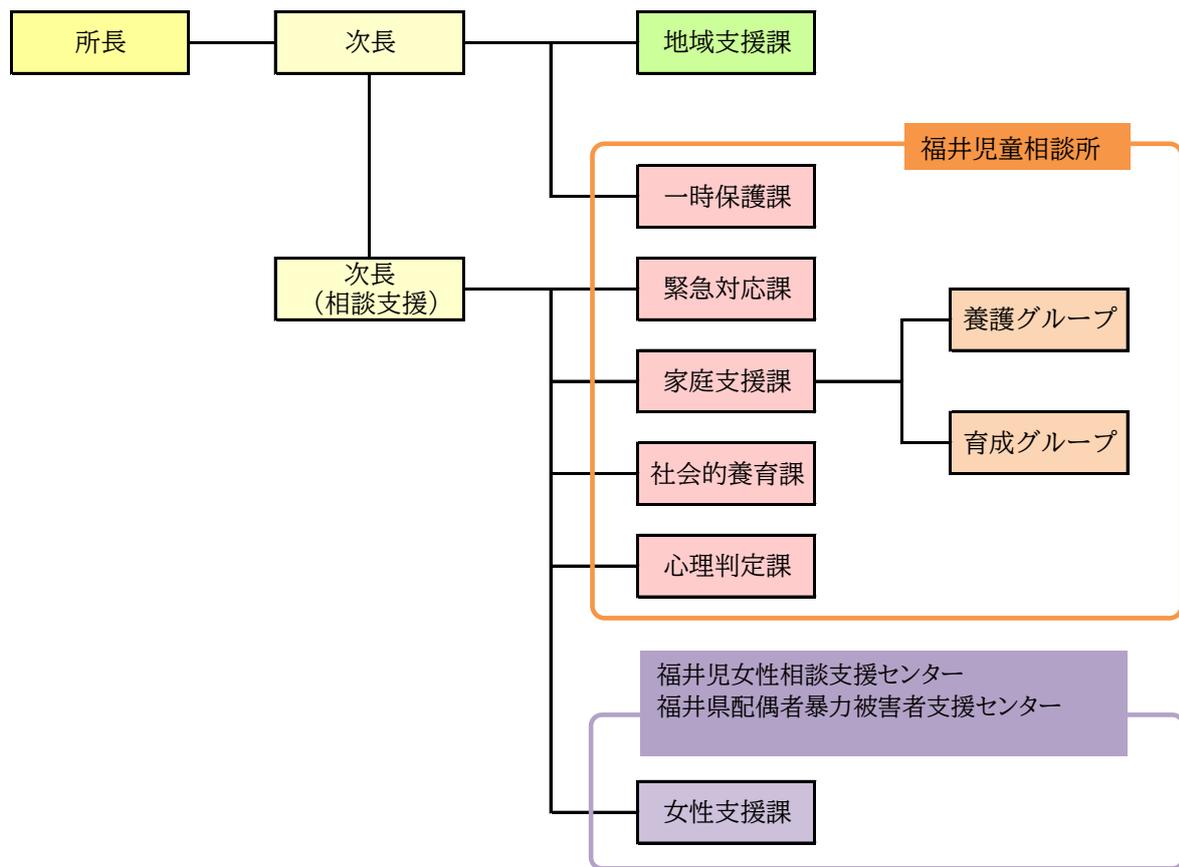
〒918-8105 福井市木田3丁目701

地域支援課		
福井児童相談所 緊急対応課 家庭支援課 社会的養育課 心理判定課 一時保護課	児童相談専用	(TEL) 0776-35-1581 (FAX) 0776-35-1582
福井女性相談支援センター 女性支援課	女性相談専用	(TEL) 0776-35-1725 (FAX) 0776-35-1726
子ども虐待相談専用電話(24時間対応)		(TEL) 0776-35-1781
男性DV相談		(TEL) 080-8690-0287

2 児童・女性相談所が有している機能および施設

- ・「児童福祉法」に基づく児童相談所
- ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく女性相談支援センター
- ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく女性自立支援施設(若草寮)
- ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく
配偶者暴力相談支援センター(配偶者暴力被害者支援センター)

3 組織図



4 沿革

- 昭和11年 5月 「県立少年指導相談所」(児童相談所の前身)を福井市月見町(福井赤十字病院構内)に設置
- 昭和23年 5月 「福井県中央児童相談所」を福井市尾上上町(現在の松本4丁目)に設置
- 昭和29年 4月 中央児童相談所を福井市松本4丁目に新築移転
- 昭和32年 7月 婦人相談所を売春防止法公布に伴い県庁内に設置
- 昭和33年 3月 婦人相談所の庁舎を福井市月見町に新築
若草寮(婦人保護施設)を県立雲雀ヶ丘寮内(寮を一部転用)に開設
- 昭和35年11月 若草寮を婦人相談所に新築移転
- 昭和51年11月 婦人相談所、若草寮、中央児童相談所を福井市光陽2丁目に新築移転。
福井県総合福祉センター「若越あかりの園」(呼称)とする。
- 昭和57年 4月 機構改革により「福井県福祉総合相談所若越あかりの園」に名称変更
- 平成 4年 4月 「福井県総合福祉相談所」に名称変更
- 令和 5年10月 一時保護所(現:一時保護施設)を嶺南振興局敦賀児童相談所と統合し、
新築移転
- 令和 6年 4月 児童相談部門および女性相談部門を福井市木田3丁目に新築移転
「福井県児童・女性相談所」に名称変更

【福井児童相談所】

I 福井児童相談所の概要

1 概要

児童相談所は、児童福祉法第12条に基づき設置されている行政機関であり、児童に関する家庭その他からの相談に対する援助を行い、もって児童の最善の利益を確保するとともに、その権利を擁護することを主たる目的としている。

付置施設 一時保護施設 定員25名

2 所管地域

福井市 大野市 勝山市 鯖江市 あわら市 越前市 坂井市
永平寺町 池田町 南越前町 越前町

3 沿革

昭和11年5月	「県立少年指導相談所」(児童相談所の前身)を福井市月見町(福井赤十字病院構内)に開所
昭和23年5月	「福井県中央児童相談所」を福井市尾上上町(現在の松本4丁目)に開所
昭和29年4月	中央児童相談所を福井市松本4丁目到新築移転
昭和42年4月	総務課、相談判定課の2課制となる。
昭和48年4月	総務課、相談課、判定課の3課制となる。
昭和51年11月	総合福祉センター「若越あかりの園」(福井市光陽2丁目3番36号)に中央児童相談所を新築移転
昭和57年4月	機構改革により、中央児童相談所が福井県福祉総合相談所「若越あかりの園」に統合される。
平成4年4月	福井県福祉総合相談所「若越あかりの園」から「福井県総合福祉相談所」に名称変更
平成12年4月	地方分権の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、中央児童相談所の名称が総合福祉相談所に統一される。
平成26年4月	課の再編により、児童相談課と女性相談課(婦人相談所)をこども・女性支援課として統合する。一時保護課を地域支援課一時保護室とする。
令和2年4月	児童虐待の対応機能を強化するため、こども・女性支援課は、緊急対応グループ、在宅支援グループ、社会的養育グループ、女性グループの4グループ制となる。
令和5年5月	課の再編により、こども・女性支援課は、緊急対応課、家庭支援課、社会的養育課、女性支援課の4課体制となり、判定課は心理判定課、地域支援課一時保護室は一時保護課となる。
令和5年10月	一時保護所を嶺南振興局敦賀児童相談所と統合し、新築移転
令和6年4月	児童相談部門を福井市木田3丁目到新築移転。福井県児童・女性相談所に名称変更し、児童相談部門は福井児童相談所となる。

4 職員構成

現職の教員や警察官を配置し、学校や警察との連携を強化している。

市町担当児童福祉司は県内すべての市町を所管しており、各市町の要保護児童対策地域協議会への参画や家庭相談への助言等を行っている。

(令和6年4月1日現在)

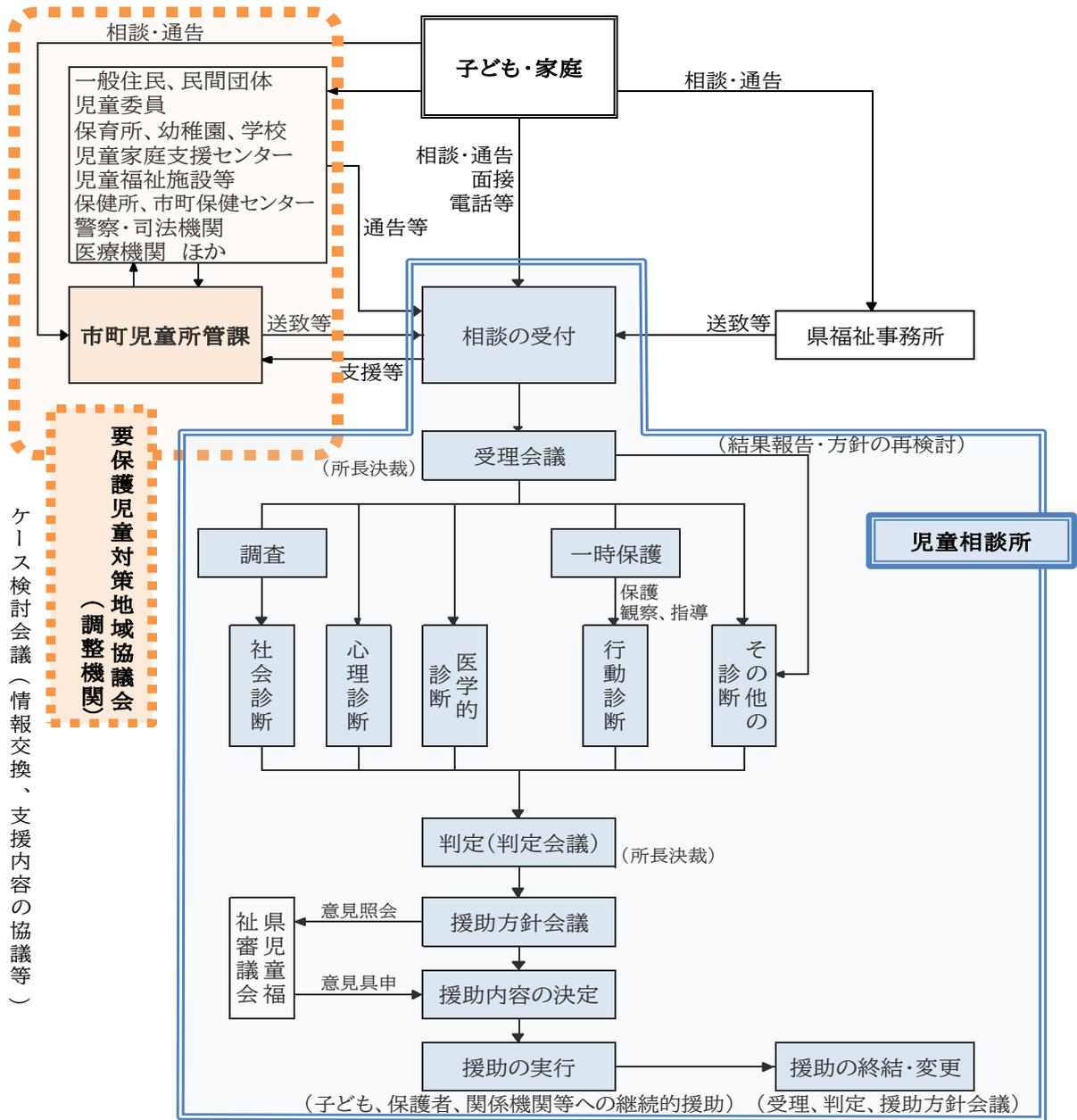
職 種	専 任	兼 務	嘱託・会計年度任用職員	合 計
所 長	0	1	0	1
次 長	0	2	0	2
児童福祉司(うちSV)	25(7)	0	0	25(7)
里親養育支援児童福祉司	1	0	0	1
市町支援児童福祉司	1	0	0	1
児童心理司(うちSV)	13(2)	0	0	13(2)
保健師	1	0	0	1
警察官	1	0	0	1
教 員	1	0	0	1
精神科医	0	0	3	3
相談員 (子ども虐待防止相談員)	0	0	6	6
児童指導員	6	0	0	6
保育士	7	0	0	7
看護師	0	1	0	1
小児科医	0	0	1	1
一時保護施設生活指導員	0	0	1	1
一時保護施設補助員	0	0	5	5
栄養士	0	1	0	1
庶務関係職員	0	2	0	2
その他の職員(※)	0	0	4	4
計	56	7	20	83

※所長・次長は、女性相談支援センターおよび配偶者暴力被害者支援センターを兼務

※その他の職員(4名)の内訳

- ・学習指導協力員 2名
- ・心理療法担当職員 1名
- ・児童虐待対応協力員 1名

5 児童相談のながれ



援 助	1. 在宅指導措置	2. 児童福祉施設入所措置
	(1)措置によらない指導	指定発達支援医療機関委託
	ア 助言指導	3. 里親、小規模住居型児童養育事業委託措置
イ 継続指導	4. 児童自立生活援助事業の実施	
ウ 他機関あっせん	5. 市町への事案送致	
(2)措置による指導	福祉事務所送致、通知	
ア 児童福祉司指導	県知事、市町長報告、通知	
イ 児童委員指導	6. 家庭裁判所送致	
ウ 市町指導	7. 家庭裁判所への家事審判の申立て	
エ 児童家庭支援センター指導	ア 施設入所の承認	
オ 知的障害者福祉司指導、社会福祉主事指導	イ 特別養子縁組適格の確認の請求	
カ 障害児相談支援事業を行うものの指導	ウ 親権喪失等の審判の請求または取消しの請求	
キ 指導の委託	エ 後見人選任の請求	
(3)訓戒、誓約措置	オ 後見人解任の請求	

6 児童相談の種類と内容

相談の種類は、その内容によって、次の15の相談種別に分類される。

養護相談	児童虐待	「児童虐待の防止等に関する法律」第2条に規定する次の行為に関する相談 (1) 身体的虐待 児童の生命および健康に危険のある身体的な暴力(おそれのある暴力を含む) (2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要 (3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者や家族に対する暴力 (4) 保護の怠慢、拒否(ネグレクト) 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為および棄児
	その他	父または母等保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、稼働および服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談
保健相談		低出生体重児、虚弱児、内部機能障害や小児喘息、その他の疾患(精神疾患を含む)を有する児童に関する相談
障害相談	肢体不自由	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	視聴覚障害	盲(弱視を含む)、ろう(難聴を含む)等、視聴覚障害児に関する相談
	言語発達障害等	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害のある児童、言語発達遅滞のある児童等に関する相談
	重症心身障害	重症心身障害児(者)に関する相談
	知的障害	知的障害児に関する相談
	発達障害	自閉スペクトラム症、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害を有する児童に関する相談
非行相談	ぐ犯等	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱などのぐ犯行為や問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、または触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない児童に関する相談
	触法行為等	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談
育成相談	性格行動	児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等、性格もしくは行動上の問題を有する児童に関する相談
	不登校	学校および幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校(園)していない状態にある児童に関する相談
	適性	進学や職業の適性、学業不振等に関する相談
	育児・しつけ	家庭内における幼児の育児・しつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談
その他の相談		上記のいずれにも該当しない相談

7 県内の児童福祉施設等設置状況および入所状況

(1) 所管する児童福祉施設および措置児童数

(令和6年3月31日現在)

	施設種別	施設数		定員 (暫定)	現員			県外からの措置
		私立	公立		福井児相	敦賀児相		
県内施設	乳児院	2	—	33 (32)	14	11	3	0
	児童養護施設	5	—	218 (211)	146	105	41	0
	児童自立支援施設	—	1	45 (12)	6	5	1	0
	福祉型障害児入所施設	2	—	25*	11	9	2	
	医療型障害児入所施設	—	1	50*	1	1	0	
	指定発達支援医療機関	2	—	—	4	2	2	
県外施設	児童養護施設				182	2	1	

*契約入所も含む

(2) 県内の里親・ファミリーホームおよび措置児童数

(令和6年3月31日現在)

種別	登録数	定員	委託児童数			
			福井児相	敦賀児相	県外からの委託	県外への委託
里親	166	—	40	6	0	0
ファミリーホーム	1	6	1	0	0	0

8 主要事業の概要

福井児童相談所では、通常の相談、判定、一時保護業務のほかに種々の事業に取り組んでいる。令和5年度の主要事業の概要は以下のとおりである。

(1) 児童虐待対応カウンセリング強化事業

児童虐待への対応においては、家族の再統合を目指した指導や支援が必要である。

児童虐待を行う保護者自身が、虐待を受けた体験等による心の問題を抱えている場合もあるため、児童福祉司、児童心理司などによる助言指導に加え、精神科医師の協力を得て、保護者へのカウンセリングなどを行い、児童虐待の再発防止を図っている。

(2) ひきこもり等児童宿泊等指導事業

ひきこもり等の子どもたちを対象に集中的な関わりを持ち、より深く子どもを理解し、心理治療の効果を高めることを目的に通所活動や野外合宿を実施している。

(3) 家族療法スーパーバイザー招聘研修

近年、ひとり親家庭、ステップファミリーなど家族の形態が多様化しており、児童相談において家族全体を支援対象としたアプローチがますます重要となっているため、所外からスーパーバイザーを招いた研修会を開催している。

	講師	テーマ
第1回 (R5.7.28)	名古屋大学大学院 教育発達科学研究科 河野 莊子 教授	・講義「親子関係からみた家出女子の心理」 ・ぐ犯(その他の養護相談)事例検討 ・性格行動事例検討
第2回 (R5.11.20)	京都大学 学生総合支 援機構学生相談部門長 杉原 保史 教授	・講義「対人支援におけるちょっとした面接のコツ」 ・性格行動事例検討 ・虐待事例検討・演習
第3回 (R6.2.26)	福井大学学術研究院 教育・人文社会系部門 廣澤 愛子 教授	・虐待および性加害事例の検討および演習 ・講義「教育と福祉の連携」

(4) 里親養育支援事業

福井県では、令和3年度から里親養育支援事業を里親養育包括支援(フォスタリング)機関である「福井県家庭養護推進ネットワークフォスタリング事業部(福さと)」に委託している。

制度の普及啓発や登録里親への研修・トレーニング、受託里親への養育支援、委託予定児童のマッチング業務等、里親養育支援事業の多くを専門機関に委託することで、より専門性の高い支援を提供できる体制を整備している。

(5) 市町職員児童虐待防止研修会

市町および児童相談所の体制強化と、職員の資質向上を目的として、経験等に応じた児童虐待相談対応の段階別研修を実施している。

(6) 24時間・365日児童相談事業

深刻化する児童虐待問題等に24時間・365日迅速に対応するため、通常業務における児童相談のほか、平成17年度より福井児童相談所に専任の相談員(子ども虐待防止相談員)を配置し、子どもの健全育成や児童虐待防止のための相談や通告を受けている。

(7) 法的対応相談事業

児童相談所の援助活動が児童・親権者双方の権利侵害とならないために、随時、福井弁護士会所属弁護士への相談を実施し、専門的助言を受けている。

また、児童相談所長の権限として、児童の福祉のために保護者同意のない一時保護の延長や施設入所承認の申立、未成年後年人の選任・解任請求、特別養子適格確認請求等をする場合の代理人として専門的手続きを委託している。

(8) ヤングケアラーに関する相談

ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことである。福井県が令和3年度に実施した調査では、中学生の1.8%、全日制高校生の2.3%、定時制高校生の4.6%がヤングケアラーである自覚があった。

児童相談所では、毎月第3月曜日をヤングケアラー集中相談日とするほか、随時相談を受付けている。

Ⅱ 福井児童相談所の相談概要(業務統計)

※相談受付件数および対応件数については令和6年度全国調査を反映したものであり、過去の公表と一致しないものがあります。

1 児童相談受付状況

(1) 過去5年間の児童相談受付件数の推移

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
(福井総合児童福祉)	総受付件数	1,806	2,029	2,116	2,214	2,020
	うち虐待相談受付件数	506	721	862	763	663
	総受付件数に占める割合	28.0%	35.5%	40.7%	34.5%	32.8%
県全体	総受付件数	2,569	2,784	2,815	2,935	2,668
	うち虐待相談受付件数	652	877	1,061	944	851
	総受付件数に占める割合	25.4%	31.5%	37.7%	32.2%	31.9%

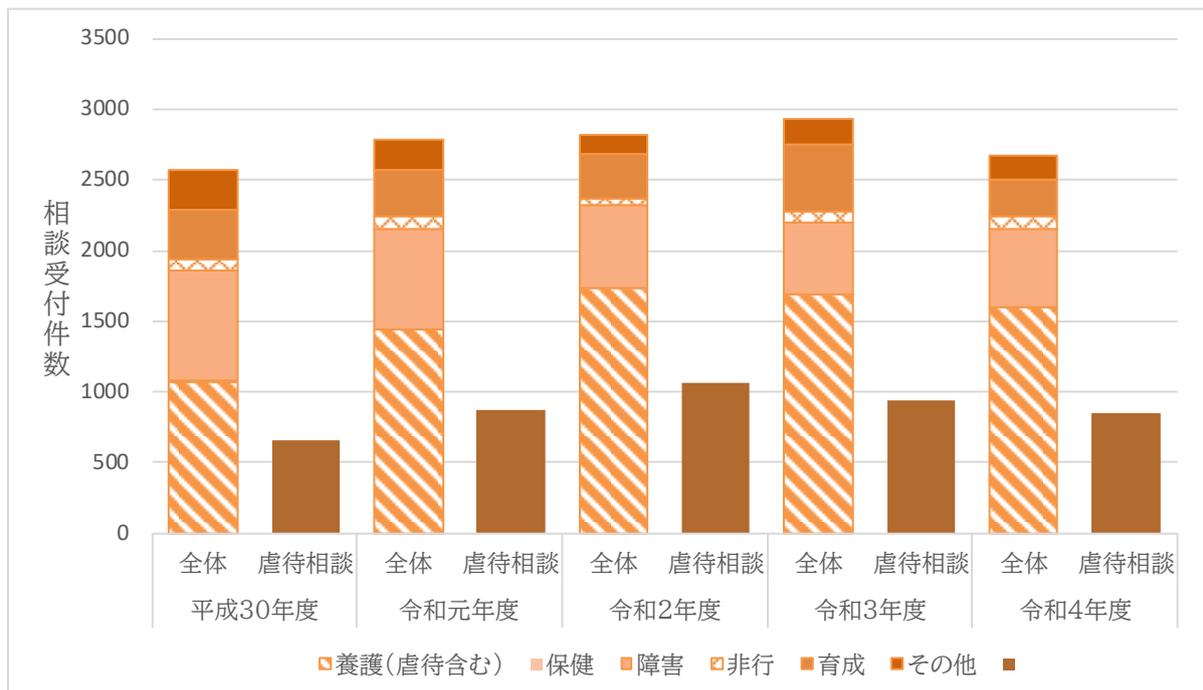


図 1 過去5年間の相談受付件数の推移(県全体)

* 近年、虐待相談を含む養護相談や、子どもの性格行動に関する育成相談が増えており、相談件数が増加する一因となっている。

* 障害に関する相談は主に療育手帳の判定に関する相談である。

(2)令和4年度通告経路別受付件数

虐待に関する相談受付件数は、全相談の約3割を占め、相談経路としては警察が一番多い。

通告経路		都道府県・指定都市・中核市				市町村				児童福祉施設・指定医療機関			支援センター 児童家庭 認定こども園	警察署		
		児童相談所	福祉事務所	保健センター	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定医療機関				
(福 総合 井 児福 相 祉)	総受付件数	60	0	0	4	204	0	3	440	2	222	0	1	4	471	
		総受付件数に占める割合														
		3.0%	0.0%	0.0%	0.2%	10.1%	0.0%	0.1%	21.8%	0.1%	11.0%	0.0%	0.0%	0.2%	23.3%	
	うち虐待相談受付件数	13	0	0	0	64	0	2	1	2	2	0	1	4	393	
	虐待相談受付件数に占める割合															
		2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	9.7%	0.0%	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%	0.0%	0.2%	0.6%	59.3%	
県全体	総受付件数	81	0	0	4	338	0	3	504	4	305	7	2	4	597	
		総受付件数に占める割合														
		3.0%	0.0%	0.0%	0.1%	12.7%	0.0%	0.1%	18.9%	0.1%	11.4%	0.3%	0.1%	0.1%	22.4%	
	うち虐待相談受付件数	19	0	0	0	73	0	2	28	4	5	1	1	4	473	
	虐待相談受付件数に占める割合															
		2.2%	0.0%	0.0%	0.0%	8.6%	0.0%	0.2%	3.3%	0.5%	0.6%	0.1%	0.1%	0.5%	55.6%	

通告経路		家庭裁判所	保健所・医療機関		学校等			里親	児童委員	家族・親戚	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計	
			保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等									
(福 総合 井 児福 相 祉)	総受付件数	2	0	52	1	86	4	50	0	294	78	13	29	2,020		
		総受付件数に占める割合														
		0.1%	0.0%	2.6%	0.0%	4.3%	0.2%	2.5%	0.0%	14.6%	3.9%	0.6%	1.4%	100.0%		
	うち虐待相談受付件数	1	0	15	1	52	0	1	0	43	9	51	4	4	663	
	虐待相談受付件数に占める割合															
		0.2%	0.0%	2.3%	0.2%	7.8%	0.0%	0.2%	0.0%	6.5%	1.4%	7.7%	0.6%	0.6%	100.0%	
県全体	総受付件数	2	0	56	2	130	4	63	0	407	107	19	29	2,668		
		総受付件数に占める割合														
		0.1%	0.0%	2.1%	0.1%	4.9%	0.1%	2.4%	0.0%	15.3%	4.0%	0.7%	1.1%	100.0%		
	うち虐待相談受付件数	1	0	17	1	74	0	1	0	55	9	70	9	4	851	
	虐待相談受付件数に占める割合															
		0.1%	0.0%	2.0%	0.1%	8.7%	0.0%	0.1%	0.0%	6.5%	1.1%	8.2%	1.1%	0.5%	100.0%	

(3)年齢別相談種別受付件数(令和4年度)

年別	養護相談			保健相談	障がい相談							非行相談			育成相談					その他	総計
	虐待	その他	計		肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害	重症心身障害	知的障害	発達障害	計	ぐ犯行為等	触法行為等	計	不登校	性格行動	適性	しつけ	計		
0歳	48	32	80	0	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	3	3	8	93
1歳	34	22	56	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	59
2歳	34	23	57	0	4	0	0	0	4	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	10	75
3歳	60	22	82	0	0	0	0	0	22	1	23	0	0	0	0	1	0	1	2	10	117
4歳	38	16	54	0	1	0	0	0	20	0	21	0	0	0	0	0	0	0	1	10	86
5歳	48	18	66	0	1	0	0	0	30	1	32	0	0	0	0	1	0	1	2	9	109
6歳	37	25	62	0	0	0	0	0	34	0	34	0	0	0	1	2	0	1	4	7	107
7歳	34	14	48	0	0	0	0	0	24	1	25	0	0	0	1	6	0	1	8	13	94
8歳	46	30	76	0	0	0	0	0	9	0	9	1	1	2	0	7	0	1	8	16	111
9歳	38	23	61	0	4	0	0	0	39	3	46	0	1	1	3	8	0	0	11	10	129
10歳	37	26	63	0	0	0	0	0	32	0	32	0	3	3	3	10	0	1	14	7	119
11歳	45	27	72	0	0	0	0	0	17	0	17	2	3	5	2	8	0	0	10	8	112
12歳	34	24	58	0	0	0	0	0	31	1	32	2	1	3	2	15	0	0	17	6	116
13歳	37	25	62	0	0	0	0	0	29	0	29	1	8	9	3	11	0	0	14	8	122
14歳	20	30	50	0	0	0	0	0	43	1	44	3	1	4	3	19	0	0	22	10	130
15歳	28	31	59	0	1	0	0	1	36	0	38	10	0	10	5	17	1	0	23	7	137
16歳	18	35	53	0	0	0	0	0	36	0	36	8	0	8	1	11	2	0	14	4	115
17歳	27	50	77	0	0	0	0	0	35	0	35	3	0	3	0	8	17	0	25	7	147
18歳以上	0	38	38	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	42
総合福祉 (福井児相)	663	511	1,174	0	13	0	0	1	441	8	463	30	18	48	24	124	20	10	178	157	2,020
福井県全体	851	742	1,593	0	13	0	0	7	530	10	560	64	22	86	34	178	32	21	265	164	2,668

(4)市町別相談種別受付件数(令和4年度)

相談種別 市町	養護							保健	心身障害					非行		育成				その他	市町別計	
	家出	死亡	離婚	傷病	虐待	家庭環境	その他	保健	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	不登校	性格行動	適性			しつけ
合計	0	0	0	0	667	0	511	0	13	0	0	1	441	8	30	18	24	124	20	10	153	
相談種別	1,178							0	463					48		178				153	2,020	
福井市	0	0	0	0	336	0	210	0	6	0	0	1	193	5	11	12	20	62	10	3	60	929
敦賀市	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	7
小浜市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
大野市	0	0	0	0	25	0	37	0	0	0	0	0	15	0	1	0	0	6	1	0	3	88
勝山市	0	0	0	0	25	0	15	0	0	0	0	0	10	0	2	0	0	3	0	0	5	60
鯖江市	0	0	0	0	75	0	61	0	3	0	0	0	39	2	3	0	1	14	2	4	6	210
あわら市	0	0	0	0	20	0	23	0	2	0	0	0	20	0	1	1	0	4	0	0	7	78
越前市	0	0	0	0	45	0	84	0	0	0	0	0	65	0	1	2	1	10	2	1	14	225
坂井市	0	0	0	0	92	0	42	0	0	0	0	0	65	0	5	1	0	16	5	0	15	241
永平寺町	0	0	0	0	13	0	3	0	1	0	0	0	15	0	0	0	0	5	0	1	4	42
池田町	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
南越前町	0	0	0	0	7	0	4	0	0	0	0	0	8	0	1	0	0	0	0	0	1	21
越前町	0	0	0	0	22	0	17	0	1	0	0	0	10	0	0	2	0	3	0	0	1	56
美浜町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
高浜町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
おおい町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
若狭町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県外	0	0	0	0	5	0	9	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	27	45
不詳	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	1	7	14

(5) 令和4年度に受付けた虐待相談の年齢構成および・虐待種別

年齢区	福井県全体	総合福祉(福井児相)				
		身体的虐待	保護の怠慢・拒否	性的虐待	心理的虐待	
0～3歳未満	146	115	19	8	0	88
割合	17.2%	13.5%	2.2%	0.9%	0.0%	10.3%
3歳～就学前	205	157	34	18	1	104
割合	24.1%	18.4%	4.0%	2.1%	0.1%	12.2%
小学生	302	239	81	20	2	136
割合	35.5%	28.1%	9.5%	2.4%	0.2%	16.0%
中学生	124	95	31	4	3	57
割合	14.6%	11.2%	3.6%	0.5%	0.4%	6.7%
高校生・その他	74	57	14	4	1	38
割合	8.7%	6.7%	1.6%	0.5%	0.1%	4.5%
合計	851	663	179	54	7	423
		77.9%	21.0%	6.3%	0.8%	49.7%

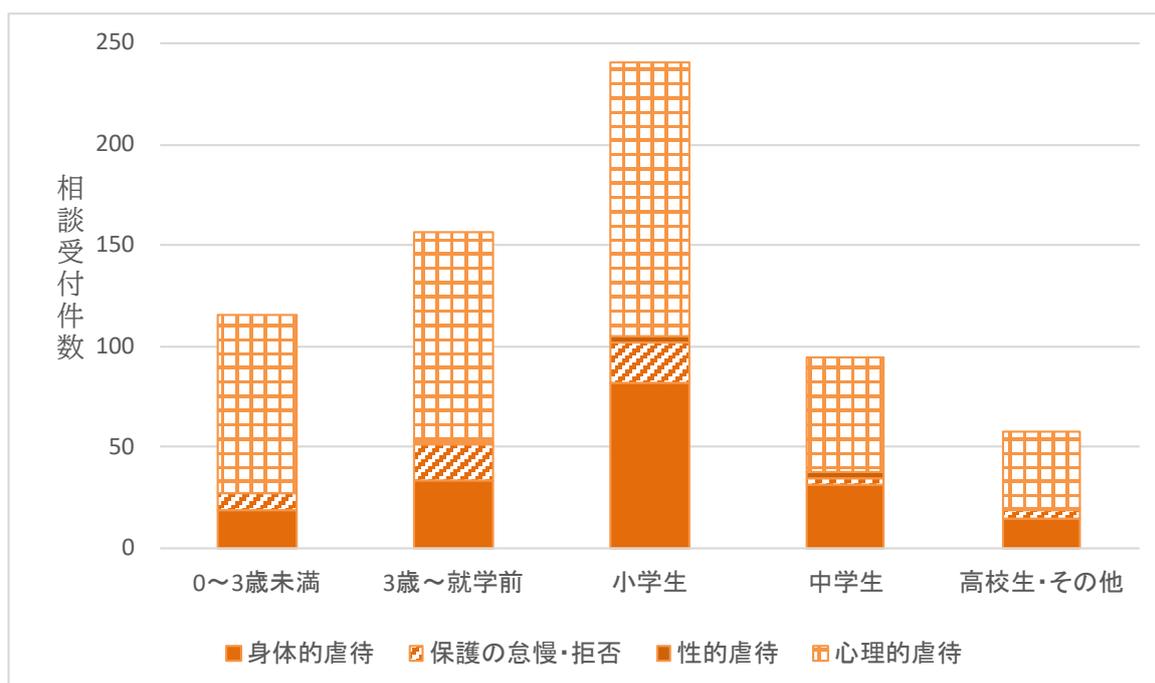


図 2 年齢別・虐待種別受付状況(総合福祉(福井児相))

* 虐待種別では心理的虐待が最も多く、次いで身体的虐待が多かった。心理的・身体的を合わせると全体の 89% を占めた。

* 被虐待児童は、小学生の児童が 35.6% で最も多く、0 歳～小学生が全体の 77% を占めている。

(6) 虐待相談における主な虐待者(令和4年度)

	総数	父		母		その他
		実父	実父以外	実母	実母以外	
総合福祉 (福井児相)	663	288	46	310	0	19
割合	—	43.4%	6.9%	46.8%	0.0%	2.9%
福井県全体	851	353	59	403	5	31
割合	—	41.5%	6.9%	47.4%	0.6%	3.6%

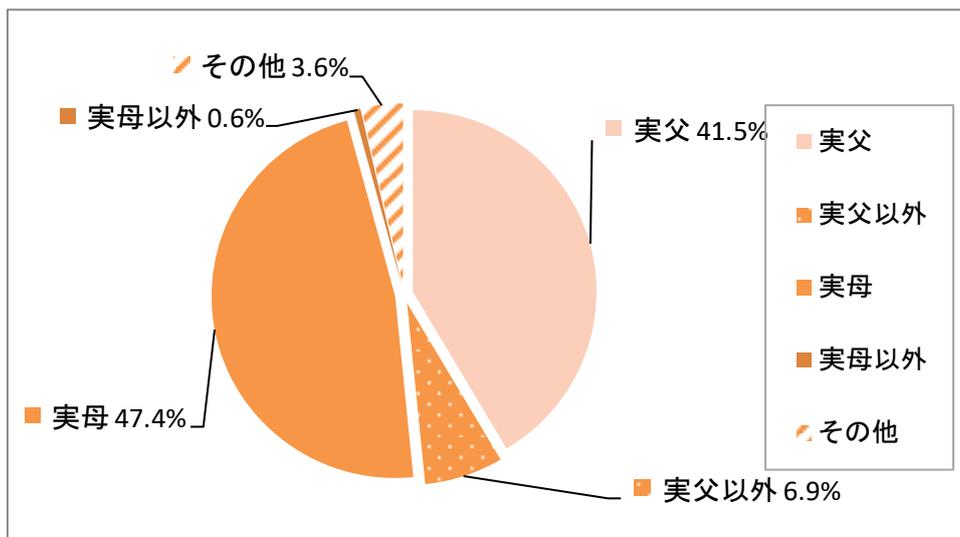


図 3 主な虐待者の割合(福井県全体)

* 虐待者は実母、実父の順で多かった。近年、DV 目撃(面前DV)による虐待が増加しており、虐待者として DV 加害者父親の割合が増えている。

2 児童相談対応状況

(1)相談種別対応状況(令和4年度)

面接指導には、助言指導、継続指導、他機関あっせんがある。

- ・助言指導:1~3 回程度の助言、指導等
- ・継続指導:少なくとも数回以上にわたって継続実施した心理療法やカウンセリング、面接による指導等

相談種別 対応種別	養護	保健	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	不登校	性格行動	適性	しつけ	その他	計
	訓戒・誓約	38	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
児童福祉司指導	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	8
福祉事務所へ送致または指導	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
児童家庭支援センター指導	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	4
里親委託	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	13
社児 施童 設福	入所	21	0	0	0	0	0	0	1	0	0	4	0	0	0	26
	通所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定医療機関委託	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家庭裁判所送致	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
面接 指導	助言指導	747	0	7	0	0	433	6	23	8	19	69	3	9	127	1451
	継続指導	417	0	3	0	1	1	1	8	11	3	44	0	0	2	491
	他機関あっせん	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	4	13
その他	2	0	11	0	0	1	1	0	1	0	0	2	18	0	13	49
総合福祉計 (福井児相)	1,262	0	21	0	0	2	435	7	33	19	22	124	21	9	146	2,101
県全体	1,695	0	22	0	0	10	526	9	67	23	32	179	33	20	153	2,769
未対応	64	0	0	0	0	0	35	2	1	3	3	15	0	3	17	143

(2) 養護相談の理由別対応状況(令和4年度)

養護相談は助言指導・継続指導等の面接指導による対応が約9割を占める。

児童養護施設等に措置される理由としては、虐待によるところよりも家庭環境によるところの方が多い。家庭環境の相談は、保護者の就労や知的・精神障害のために十分な養育ができないことに関するものが多い。

養護相談の理由 対応種別		家出	死亡	離婚	傷病	虐待						家庭環境	その他	計		
						身体的虐待	保護の怠慢・拒否	性的虐待	心理的虐待	小計	対応全体に占める割合			件数	対応全体に占める割合	
総合福祉(福井児相)	児童福祉施設入所	0	0	0	1	3	3	0	1	7	0.6%	12	1	21	1.7%	
	里親委託	0	0	0	0	0	1	0	2	3	0.2%	9	0	12	1.0%	
	面接指導	助言指導	/				139	43	3	395	580	46.0%	/		0	0.0%
		継続指導					43	13	4	21	81	6.4%			0	0.0%
		他機関あつせん					3	0	0	2	5	0.4%			0	0.0%
	小計	4	2	1	45	185	56	7	418	666	52.8%	423	30	1,171	92.8%	
	その他	0	0	0	1	35	4	7	3	49	2.8%	8	0	58	4.6%	
計	4	2	1	47	725					57.4%	452	31	1,262	—		
県全体	児童福祉施設入所	0	0	0	1						9	0.5%	18	1	29	1.7%
	里親委託	0	0	0	0						3	0.2%	11	0	14	0.8%
	面接指導	4	2	2	52						855	50.4%	638	36	1,589	93.7%
	その他	1	0	0	1						51	3.0%	10	0	63	3.7%
	計	5	2	2	54						918	54.2%	677	37	1,695	—

(3) 虐待相談対応件数の推移

年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
総合福祉 (福井児相)	158	183	299	289	443	475	484	713	911	833	725
福井県全体	210	233	346	353	510	553	638	884	1,113	1,018	918
全国	66,701	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,660	214,843

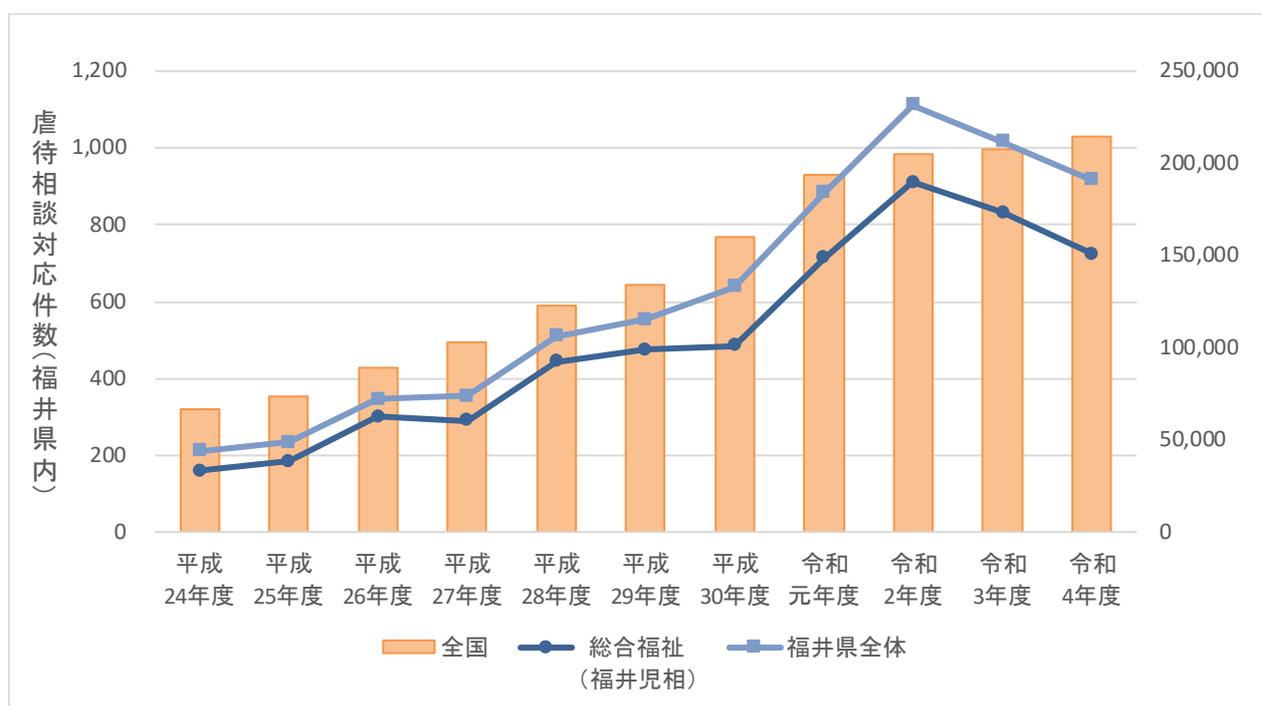


図 4 虐待相談対応件数の推移

* 全国の虐待相談対応件数は増加の一途を辿っている。福井県ではここ5年で急増しており、令和2年度をピークに減少傾向にあるものの、依然高止まりの状況が続いている。

3 一時保護の状況

(1) 保護状況(令和4年度)

区分 相談所	前年度からの継続保護人員		今年度保護人員	
		うち委託一時 保護人員		うち委託一時 保護人員
福井児相 (総合福祉)	4	0	208	100
敦賀児相	4	0	44	11
福井県全体	8	0	252	111

(2)年齢階層別・相談種別保護状況(令和4年度)

	年齢区分	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	計
	相談種別					
総合福祉 (総合福祉)	養護	71	57	17	23	168
	障害	0	0	0	0	0
	非行	0	0	2	7	9
	育成・その他	0	3	15	13	31
	小計	71	60	34	43	208
敦賀児相	養護	8	12	5	7	32
	障害	0	0	0	0	0
	非行	0	0	4	4	8
	育成・その他	0	1	1	2	4
	小計	8	13	10	13	44
福井県全体		79	73	44	56	252

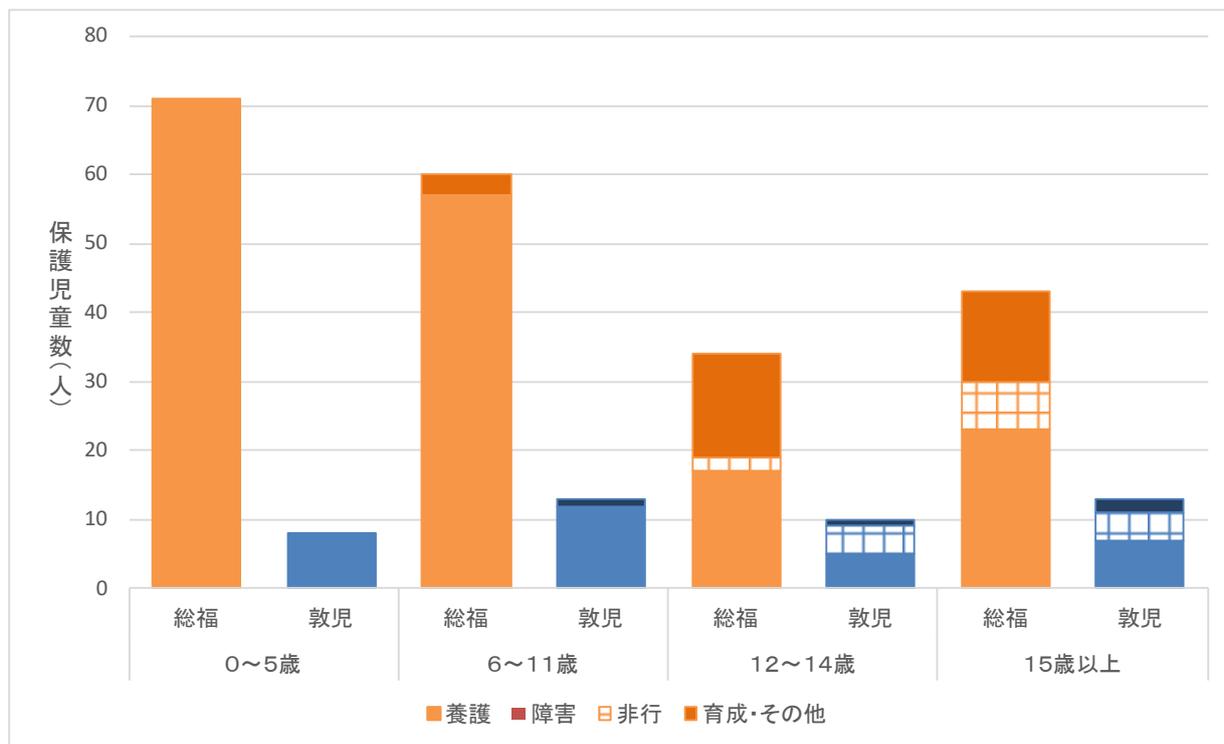


図 5 各児童相談所における年齢階層別・相談種別保護状況(令和4年度)

*総合福祉相談所(福井児童相談所)では5歳未満の幼児の保護が多く、敦賀児童相談所では6～11歳の小学生および15歳以上の中学卒業児童の保護が多かった。

*いずれの児童相談所においても、中学生以上の高年齢児になると、触法行為やぐ犯行為の非行児童や育成相談として家庭での生活状況に問題を抱える児童の占める割合が高まる傾向にある。

(3) 虐待を理由とする保護児童の年齢区分(令和4年度)

年齢区分 相談所	前年度からの 継続保護	0～3歳 未満	3歳～ 就学前	小学生 (低学年)	小学生 (高学年)	中学生	高校生 その他	計
福井児相 (総合福祉)	2	17	12	19	15	16	6	85
敦賀児相	1	1	6	1	2	4	5	19
福井県全体	3	18	18	20	17	20	11	104

(4) 令和4年度中の保護児童の対応状況

対応状況 相談種別	前年度からの 継続保護人員	令和4年度対応状況										継続保護人員 次年度への
		児童福祉施設 所	里親委託	他機関移送	帰宅	その他	計	保護延日数	一人当たりの 保護日数	一日当たりの 保護人数		
(総合福祉相 福井児相)	養護	3	13	4	1	93	45	156	2,982	19.1	8.2	15
	障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0
	非行	0	1	0	2	3	2	8	111	13.9	0.3	1
	育成・その他	1	4	0	1	18	6	29	449	15.5	1.2	3
	小計	4	18	4	4	114	53	193	3,542	18.4	9.7	19
敦賀児相	養護	2	7	0	3	21	3	34	693	20.4	1.9	0
	障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0
	非行	0	0	0	4	3	0	7	63	9.0	0.2	1
	育成・その他	2	0	1	1	3	1	6	43	7.2	0.1	0
	小計	4	7	1	8	27	4	47	799	17.0	2.2	1
福井県全体	8	25	5	12	141	57	240	4,341	18.1	11.9	20	

(5) 虐待を理由とする保護児童の一時保護解除後の状況(令和4年度)

「その他」には、祖父母などの親族宅での引取りや、児童養護施設等に措置中の児童がもとの施設等に戻る場合などがある。

対応状況 虐待種別	対応(令和4年度中)				次年度への 継続保護	計	一人当たりの 保護日数	
	家庭引取り	施設入所	里親委託	その他				
(総合福祉相 福井児相)	身体的虐待	26	2	0	9	2	39	18.5
	保護の怠慢・拒否	4	3	1	6	6	20	4.5
	性的虐待	3	0	0	0	0	3	64.0
	心理的虐待	8	1	3	10	3	25	6.0
	小計	41	6	4	25	11	87	13.3
敦賀児相	身体的虐待	5	0	0	0	0	5	8.4
	保護の怠慢・拒否	1	1	0	1	0	3	25.7
	性的虐待	3	0	0	2	0	5	10.6
	心理的虐待	3	2	0	2	0	7	28.6
	小計	12	3	0	5	0	20	18.6
福井県全体	53	9	4	30	11	107	14.3	

4 診断・判定の状況

(1) 調査・判定・心理治療の状況(令和4年度)

区分 対象	調査・社会診断指導	医学診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法 カウンセリング等				
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員	
児童	1,333	84	3	7	403	150	66	57	1,452	4	0	572	526	1	
保護者	11,127	4	0	0	0	0	6	1	656	0	0	121	1,848	14	
その他	21,790	0	0	0	0	0	0	0	407	0	0	29	1,471	2	
計	総合福祉(福井児相)	34,250	88	3	7	403	150	72	58	2,515	4	0	722	3,845	17
	福井県全体	41,905	127	11	13	528	207	100	65	3,613	4	0	1,166	3,846	17

(2) 療育手帳判定状況(令和4年度/児童のみ)

対象	新規判定		更新判定		計	
	該当	非該当	該当	非該当	該当	非該当
総合福祉(福井児相)	133	11	249	7	382	18
福井県全体(児童)	167	12	303	7	470	19

5 里親の状況

(1) 令和4年度末委託児童数

年齢区分	委託児童数						登録 里親数
	0歳	1~6歳	7~12歳	13~15歳	16歳以上	計	
総合福祉(福井児相)	2	5	17	6	5	35	130
福井県全体	2	7	21	6	8	44	161

(2) 令和4年度中の里親委託・解除・変更状況

解除等の 状況	新規または措置変更により委託された児童数				措置を解除または変更された児童数											
					解除							変更				
	児童福祉施設 から委託	家庭から委託	その他	計	なくなり帰宅	養子縁組	満年	逃亡	死亡	就職	その他	計	入所 児童福祉施設に	委託 他の里親に	その他	計
総合福祉(福井児相)	1	12	0	13	2	2	1	0	0	1	5	11	1	0	0	1
福井県全体	2	13	1	16	2	2	1	0	0	1	6	12	1	1	0	2

【福井女性相談支援センター】

I 福井女性相談支援センターの概要

1 概要

女性相談支援センターは、県における女性支援事業の中核機関として、関係機関と緊密に連携しながら、一人ひとりの支援対象者に寄り添い、支援対象者が自己決定するための情報や選択肢を提示して支援を行っている。

2 沿革

- 昭和 32 年 7 月 1 日 福井県庁厚生課内に職員 2 名を配置し、婦人相談所業務を開始
- 昭和 33 年 3 月 5 日 婦人保護施設若草寮を坂井郡金津町(現在のあわら市)の県立雲雀ヶ丘寮内に開設
- 昭和 33 年 3 月 17 日 福井市月見町福井赤十字病院構内に婦人相談所を新築移転
- 昭和 35 年 11 月 1 日 若草寮を開設
- 昭和 40 年 8 月 1 日 同地で庁舎移転一部改造
- 昭和 51 年 11 月 1 日 総合福祉センター「若越あかりの園」(福井市光陽 2 丁目 3 番 36 号)に婦人相談所を新築移転
- 昭和 57 年 4 月 1 日 機構改革により、福井県福祉総合相談所若越あかりの園において、婦人更生課として婦人相談所の業務を行う。
- 平成 4 年 4 月 1 日 福井県総合福祉相談所に名称変更
- 平成 12 年 4 月 1 日 地方分権の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、婦人相談所の名称が総合福祉相談所に統一され、課名が女性相談課となる。福祉事務所に駐在している婦人相談員は、各健康福祉センターに配置され、女性相談員となる。
- 平成 14 年 4 月 1 日 配偶者暴力防止法第3条に規定される「配偶者暴力相談支援センター」の一時保護の機能を果たす。
- 平成 18 年 4 月 1 日 「配偶者暴力相談支援センター」の機能を果たす機関として位置付けられる。
- 平成 19 年 4 月 1 日 「福井県配偶者からの暴力被害者の一時保護委託事業」を開始
- 平成 26 年 4 月 1 日 機構改革により、児童相談課と女性相談課を、こども・女性支援課として統合する。
- 令和 2 年 4 月 1 日 配偶者暴力に関する男性からの電話相談を開始
- 令和 5 年 5 月 22 日 課の再編により、こども・女性支援課は、緊急対応課、家庭支援課、社会的養育課、女性支援課の4課体制となる。
- 令和 6 年 4 月 1 日 福井県児童・女性相談所を新築し、女性相談業務を移管
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い、婦人相談所は女性相談支援センター、女性相談員は女性相談支援員に名称変更
若草寮を新築移転

3 職員構成

(令和6年4月1日現在)

常勤							非常勤			合計
所長	次長	相談支援員	心理判定員	事務員	栄養士	看護師	医師	夜間相談員	女性相談員	
(1)	(2)	3	(1)	(2)	(1)	(1)	1	5	1	10 (8)

()は兼務

4 業務のあらまし

(1) 根拠法および支援対象者

- ① 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
支援対象者：性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）
- ② 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
支援対象者：配偶者からの暴力を受けた者（事実婚を含む）
- ③ 人身取引対策行動計画
支援対象者：人身取引被害者
- ④ ストーカー行為等の規制等に関する法律
支援対象者：ストーカー被害者

(2) 相談

困難な問題を抱える女性等に関する各般の問題について、電話または面談により広く相談に応じている。支援対象者の立場に立ち、必要に応じて女性相談支援員等と連携を取りながら種々の相談に応じている。

(3) 援助

支援対象者の心身の健康の回復を図るために、医学的または心理学的な援助を実施している。また、自立して生活することを促進するため、就労や住宅確保等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行っている。

(4) 一時保護

緊急に保護が必要と認められる女性や配偶者等からの暴力等で保護が必要な女性を、支援対象者の意思に基づき一時保護し、社会福祉関係制度やその他施策を活用しながら自立に向けての支援を行っている。

(5) 女性自立支援施設（若草寮）への入所決定

一時保護入所者のうち中長期の支援が必要と認められる者について、支援対象者の申請により女性自立支援施設への入所決定をして、生活再建に向けた自立支援を行っている。

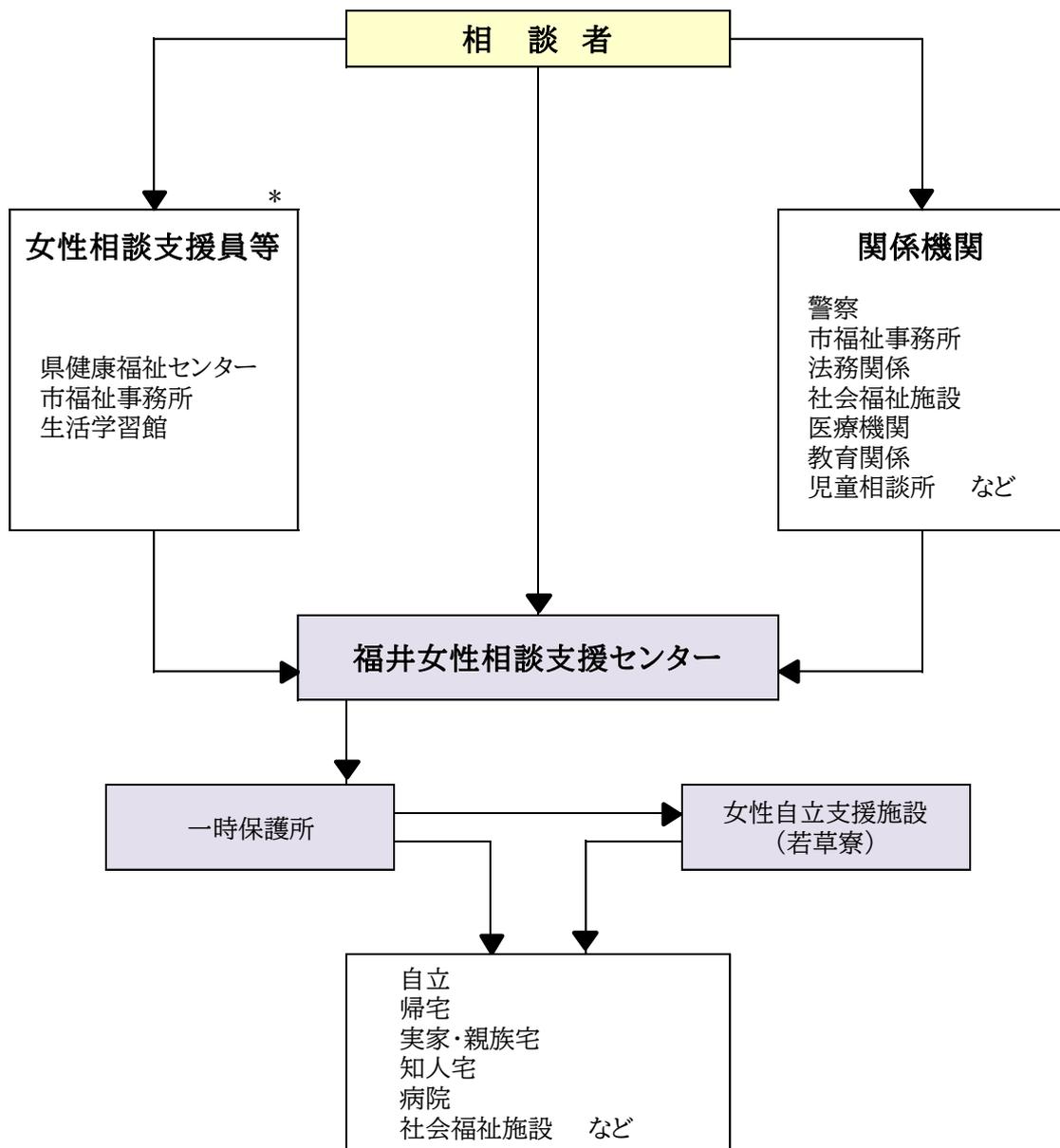
(6) 「配偶者暴力被害者支援センター」としての業務

配偶者等からの暴力の相談では、上記(2)～(5)の他、保護命令制度等についての情報提供を行っている。

(7) 関係機関との連携等

支援を円滑に行うため、県内市町担当課や福祉事務所、警察、児童相談所、民間シェルターなどの支援機関とケース会議を行っている。また、女性支援事業に関わる職員等に対して研修を行っている。

5 女性相談のフローチャート



* 県では8か所の配偶者暴力相談支援センターを設置しており、福井女性相談支援センター以外に生活学習館や健康福祉センターにも女性相談支援員等が配置されている。
また、一部の市福祉事務所等でも女性相談支援員を配置している。

Ⅱ 福井女性相談支援センターの相談概要(業務統計)

1 相談業務

(1)相談件数

相談内訳		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実人員数	延人員数								
来所による相談		79	492	93	123	73	84	66	317	62	303
再掲	来所指示等	13	17	88	118	53	53	37	37	22	32
	外国人からの相談	9	14	4	4	3	3	5	8	2	4
巡回・出張による相談		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
電話相談		1,404	1,754	1,330	1,976	1,207	1,492	1,244	1,657	959	1,254
再掲	夜間相談 ※17時以降の電話相談	911	941	872	902	782	782	760	760	580	580
その他(手紙等)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		1,483	2,246	1,423	2,099	1,280	1,576	1,310	1,974	1,021	1,557

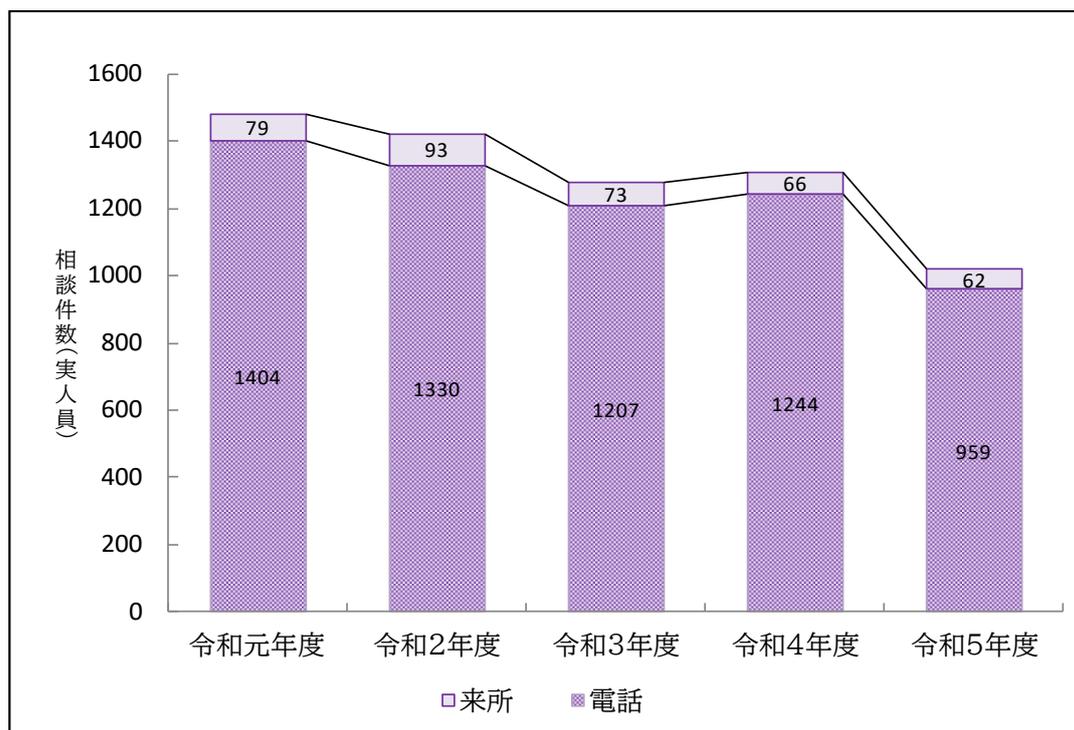


図1 年度別相談件数(実人員)の推移

*相談の多くが電話によるものであり、夜間帯の電話相談がその半数近くを占めている。

(2) 年度別経路別受付状況

経路 年度	本人自身	関係機関等											知人縁故者関係	その他	合計
		警察関係	法務関係	相談所 他府県の婦人 相談所	員 他の女性相談	福祉事務所	他の相談機関	等	社会福祉施設	医療機関	教育関係	労働関係			
令和元年度	1,313	38	4	0	53	23	15	3	1	7	0	18	8	1,483	
令和2年度	1,261	31	5	1	36	18	26	2	5	5	0	27	6	1,423	
令和3年度	1,170	17	7	5	40	6	4	6	3	1	0	22	3	1,284	
令和4年度	1,192	16	3	1	52	4	12	3	6	3	0	13	8	1,313	
令和5年度	923	7	3	4	40	6	11	2	8	3	0	11	3	1,021	
構成比	90.4%	0.7%	0.3%	0.4%	3.9%	0.6%	1.1%	0.2%	0.8%	0.3%	0.0%	1.1%	0.3%	100%	

※令和5年度以前は、女性相談支援センターは婦人相談所、女性相談支援員は女性相談員という。

(3) 令和5年度における相談対応状況

(件)

対応	関係機関・施設等					就職・家庭等			助言・指導のみ	その他	合計
	婦人保護施設に入所	福祉事務所へ移送	員へ移送 婦人相談所・女性相談	性相談員へ移送 他府県の婦人相談所・女	設へ移送 その他の関係機関・施	就職・自営	結婚	帰宅			
実人員	1	0	0	0	3	0	0	1	1,011	5	1,021
構成比	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.1%	99.0%	0.5%	100%

※前年度からの繰越が1件

※令和5年度以前は、女性相談支援センターは婦人相談所、女性相談支援員は女性相談員という。

(4) 令和5年度における主訴別相談状況

年度	主訴 相談形態	人間関係																		
		夫等				子ども			親族			交際相手				家庭不和	その他の者の暴力	男女問題	ストーカー被害	その他
		夫等からの暴力	酒乱・薬物中毒	離婚問題	その他	子どもからの暴力	養育不能	その他	親からの暴力	暴力	その他の親族の	その他	暴力	交際相手からの暴力	同性間の交際相手からの暴力	その他				
令和元年度	来所分	45	0	4	5	5	0	7	3	0	1	1	0	0	2	1	0	2	1	
	電話分	155	1	52	34	17	2	14	20	2	31	4	0	1	3	7	6	1	58	
	合計	200	1	56	39	22	2	21	23	2	32	5	0	1	5	8	6	3	59	
令和2年度	来所分	63	0	4	2	4	0	2	5	0	1	3	0	0	0	0	0	1	1	
	電話分	141	1	26	45	7	3	32	23	3	24	17	0	7	0	0	11	6	31	
	合計	204	1	30	47	11	3	34	28	3	25	20	0	7	0	0	11	7	32	
令和3年度	来所分	51	0	2	2	6	0	3	2	0	0	1	0	0	1	1	0	1	0	
	電話分	141	0	23	49	7	1	47	8	6	43	10	0	3	3	0	12	6	56	
	合計	192	0	25	51	13	1	50	10	6	43	11	0	3	4	1	12	7	56	
令和4年度	来所分	29	0	7	4	6	0	4	7	0	0	1	0	0	1	1	0	1	1	
	電話分	134	0	46	50	10	0	50	14	1	50	8	0	7	3	4	7	5	55	
	合計	163	0	53	54	16	0	54	21	1	50	9	0	7	4	5	7	6	56	
令和5年度	来所分	28	0	2	0	4	0	4	9	6	0	0	0	1	0	0	0	1	1	
	電話分	83	0	18	28	11	0	21	15	5	22	6	0	3	0	4	2	4	38	
	合計	111	0	20	28	15	0	25	24	11	22	6	0	4	0	4	2	5	39	

年度	主訴 相談形態	住居問題	帰住先なし	経済関係				医療関係				不純異性交遊	売春強要	ヒモ・暴力団関係	5条違反	人身取引	合計
				生活困窮	借金・サラ金	求職	その他	病気	精神的問題	妊娠・出産	その他						
令和元年度	来所分	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	79
	電話分	1	11	3	0	1	5	2	962	4	7	0	0	0	0	0	1,404
	合計	1	12	4	0	1	5	2	962	4	7	0	0	0	0	0	1,483
令和2年度	来所分	0	1	0	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	93
	電話分	1	11	3	2	1	4	1	926	0	3	1	0	0	0	0	1,330
	合計	1	12	3	5	1	4	1	929	0	3	1	0	0	0	0	1,423
令和3年度	来所分	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	72
	電話分	2	4	4	4	3	9	4	761	0	1	0	0	0	0	0	1,207
	合計	2	4	5	4	3	9	5	761	0	1	0	0	0	0	0	1,279
令和4年度	来所分	0	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	66
	電話分	3	6	0	0	1	5	3	781	0	1	0	0	0	0	0	1,244
	合計	3	9	0	0	1	5	3	782	0	1	0	0	0	0	0	1,310
令和5年度	来所分	1	2	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	62
	電話分	1	3	3	1	0	1	2	686	1	1	0	0	0	0	0	959
	合計	2	5	4	1	0	2	2	687	1	1	0	0	0	0	0	1,021

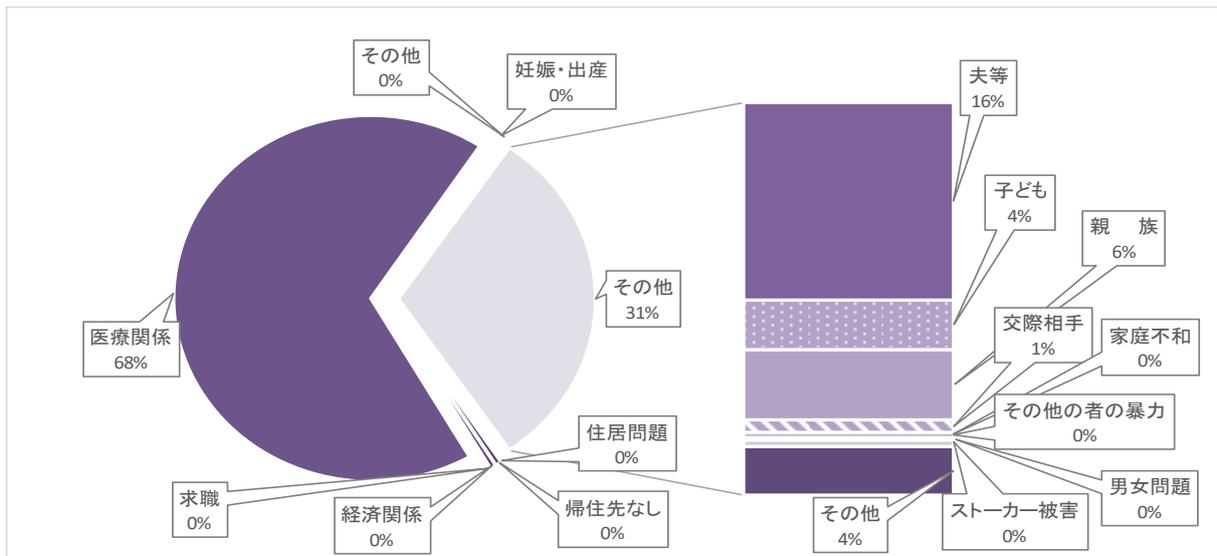


図 2 主訴別相談状況の内訳(令和5年度)

*相談主訴は精神的問題などの医療関係が7割を占める。

*人間関係に関する相談で最も多いのは夫等のパートナーに関する相談である。

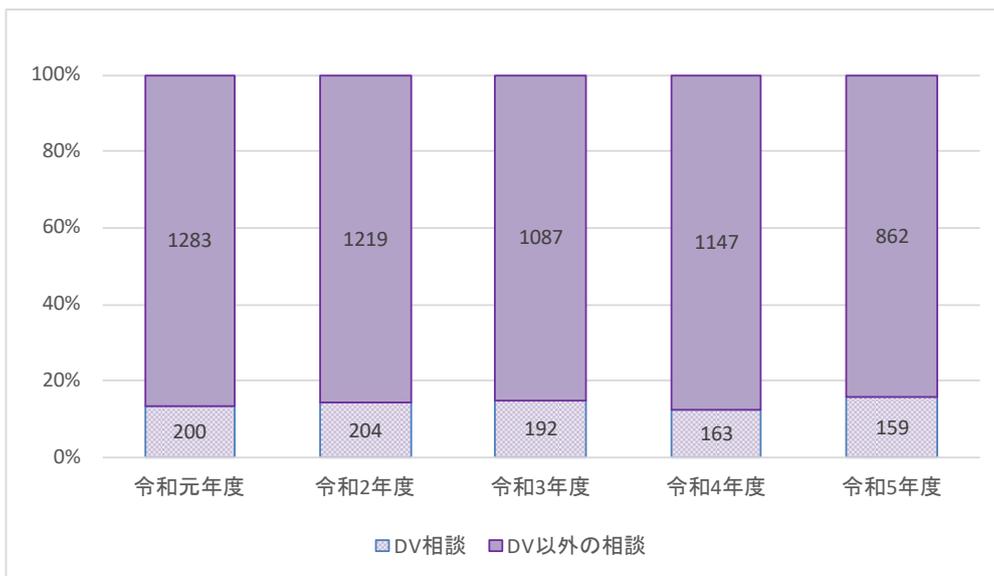


図 3 過去5年間に於けるDV相談の占める割合

*全体に占めるDV相談(夫等からの暴力に関する相談)の割合は10~15%で推移している。

(5)令和5年度における来所相談の状況

①経路別相談受付状況

経路	本人自身	関係機関等											知人縁故関係	DVセンター	その他	合計
		警察関係	法務関係	人他府県の婦談員の女性相談所	福祉事務所	関他の相談機	設等福祉施	医療機関	教育関係	労働関係						
実人員	50	2	0	0	6	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	62
構成比	80.6%	3.2%	0.0%	0.0%	9.7%	1.6%	4.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

②年齢別相談受付状況

(人)

年齢層	18歳未満	18～20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明	合計
実人員	0	2	9	8	7	11	13	1	51
構成比	0.0%	3.9%	17.6%	15.7%	13.7%	21.6%	25.5%	2.0%	100.0%

2 一時保護業務

(1) 年度別保護人員

(人)

年度	内訳	入所人員		同伴家族人員	翌年度へ繰越※
			DV被害者(再掲)		
令和元年度		28	16	27	1
	委託一時保護(再掲)	0	0	0	0
令和2年度		21	13	14	0
	委託一時保護(再掲)	0	0	0	0
令和3年度		16	14	11	0
	委託一時保護(再掲)	1	1	2	0
令和4年度		18	9	9	1
	委託一時保護(再掲)	0	0	0	0
令和5年度		11	4	0	1
	委託一時保護(再掲)	0	0	0	0

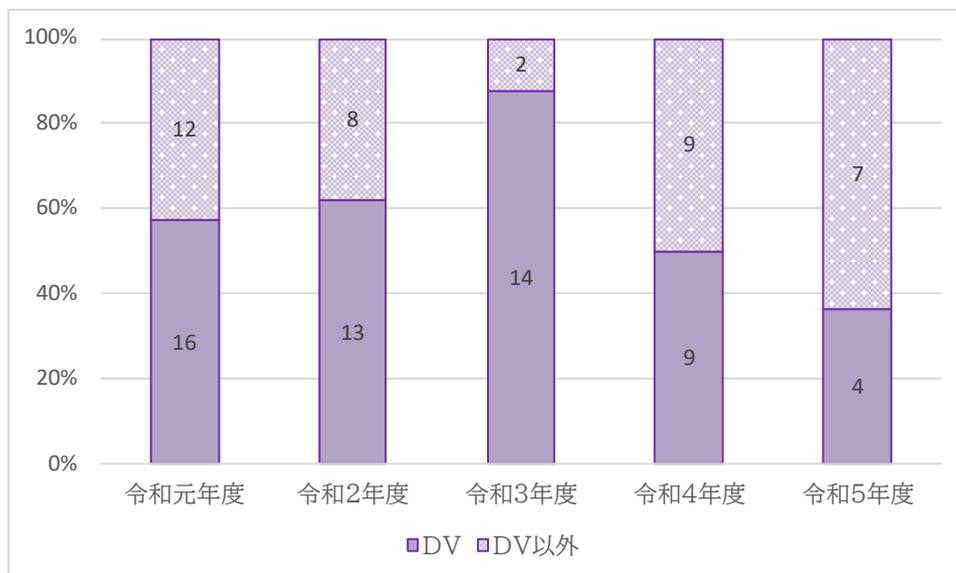


図 4 過去5年間における保護人員の相談別割合

(2) 年度別主訴別保護状況

(人)

主訴 年度	人間関係																		
	夫等				子ども			親族			交際相手				家庭不和	力 その 他の 者の 暴	男女 問題	ストー ーカー 被害	その 他
	夫 等の 暴力	毒 酒 乱 ・ 薬 物 中	離 婚 問 題	そ の 他	子 ど も の 暴 力	養 育 不 能	そ の 他	親 の 暴 力	そ の 他 の 親 族	そ の 他	力 交 際 相 手 の 暴	交 際 相 手 の 暴 力	同 性 間 の 交 際	そ の 他					
令和元年度	16	0	0	0	2	0	0	2	0	0	1	0	0	2	1	0	2	0	
令和2年度	13	0	0	0	2	0	0	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	
令和3年度	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	
令和4年度	9	0	0	0	3	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	
令和5年度	3	0	0	0	1	0	0	2	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	

主訴 年度	住居 問題	帰住 先なし	経済関係				医療関係				不 純 異 性 交 遊	売 春 強 要	5 条 違 反 ヒ モ ・ 暴 力 団 関 係	人 身 取 引	合 計
			生 活 困 窮	借 金 ・ サ ラ 金	求 職	そ の 他	病 気	精 神 的 問 題	妊 娠 ・ 出 産	そ の 他					
令和元年度	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25
令和2年度	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20
令和3年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14
令和4年度	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17
令和5年度	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11

(3) 令和5年度における在所期間別保護人員

期間 入所者	1~5日		6~10日		11~15日		16~20日		21~30日		31日以上		合計		平均 在所 日数 (b÷a)
	人員	延人員	人員	延人員	人員	延人員	人員	延人員	人員	延人員	人員	延人員	人員 (a)	延人員 (b)	
要保護女子	2	8	1	6	1	12	1	20	1	25	5	294	11	365	33.2
同伴する家族	乳児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-
	幼児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-
	小学生	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-
	中学生	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-
	義務教育 終了児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-
	18才以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-

※令和5年度以前は支援対象者は要保護女子という。

(4) 令和5年度における一時保護後の状況

要保護女子														同伴する家族							
婦人 保 護 施 設	自 立	帰 宅	帰 郷	病 院	談 話 所	他 府 県 の 婦 人 相 談 所	民 間 団 体	福祉事務所		入 国 管 理 局	帰 国	そ の 他	合 計	左 記 の う ち 生 活 保 護 の 適 用 を 受 け た 者	当 該 年 度 末 在 所 者	要 保 護 女 子 と 一 緒	分 離			合 計	当 該 年 度 末 在 所 者
								母 子 生 活 支 援 施 設	他 の 社 会 福 祉 施 設								児 童 相 談 所 へ	帰 宅	そ の 他		
2	1	1	3	0	0	1	0	2	0	0	1	11	1	0	0	0	0	0	0	0	0

※令和5年度以前は支援対象者は要保護女子という。

※令和5年度以前は、女性相談支援センターは婦人相談所、女性自立支援施設は婦人保護施設という。

3 保護命令関係

配偶者暴力被害者支援センターにおいて相談等を受けた被害者が保護命令を申し立てた場合、配偶者暴力防止法第14条第2項に基づき、裁判所は支援センターの長に対し、相談等の際の状況および執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めることができる。

(1) 令和5年度中に裁判所から書面提出を求められた件数

(件)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 令和5年度の保護命令決定内容(書面提出をした事件)

(件)

種別	申立数	発令	却下	取下	審理中
接近禁止命令	0	0	0	0	0
子への 接近禁止命令	0	0	0	0	0
親族への 接近禁止命令	0	0	0	0	0
電話等禁止命令	0	0	0	0	0
退去命令	0	0	0	0	0

Ⅲ 女性自立支援施設(若草寮)の相談概要(業務統計)

(1)入退所状況

(人)

入退所	令和4年度末在所者	令和5年度中新規入所者	令和5年度中退所者	令和5年度末在所者	令和5年度中在所延人員
	(A)	(B)	(C)	(A)+(B)-(C)	
入所者					
要保護女子	1	1	0	0	2
同伴する家族	0	0	0	0	0
うち同伴児	0	0	0	0	0

(2)年度別主訴別の在所者状況

(人)

主訴	人 間 関 係																	
	夫 等				子 ども			親 族			交 際 相 手			家 庭 不 和	そ の 他 の 者 の 暴 力	ス ト ー カ ー 被 害	男 女 問 題	そ の 他
	夫等の暴力	酒乱・薬物中毒	離婚問題	その他	子供の暴力	養育不能	その他	親の暴力	暴力	その他の親族の	その他	交際相手の暴力	同性間の交際相手					
令和元年度	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和2年度	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和3年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和4年度	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

区分	住居問題	帰宅先なし	経 済 関 係				医 療 関 係				不純異性交遊	売春強要	ヒモ・暴力団関係	5条違反	人身取引	合計
			生活困窮	借金・サラ金	求職	その他	病気	精神的問題	妊娠・出産	その他						
令和元年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
令和2年度	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
令和3年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和4年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
令和5年度	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2

(3) 令和5年度在所者の状況

① 年齢

(人)

18歳未満	18歳～ 20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	合計
0	0	0	1	0	1	0	2

② 入所前の職業

(人)

事務従事者	販売従事者	工員	サービス業		その他の職業	専業主婦	無職		学生	不明	合計
			風俗営業関係	その他			ホームレス	その他			
0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2

③ 心身の状況

通常 の健康状態	身体障害者 手帳の保持		療育手帳の 保持		精神障害者保健 福祉手帳の保持			その他 病弱者	合計	
	1・2級	3級以下	A	B	1級	2級	3級		重複障害 者(再掲)	
2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0

④ 就労状況(施設内と施設外の重複あり)

(人)

施設外就労	施設内就労	不就労
2	0	0

(4) 年度別入退所状況

(人)

内訳 年度	入 所 人 員	前 年 度 よ り 繰 越	延 日 数 (日)	退 所 人 員	退所の理由別人員						
					自 立	帰 郷	結 婚	帰 宅	医 療 機 関	他 の 施 設	そ 無 の 他 断 退 寮
令和元年度	1	0	61	1	0	1	0	1	0	0	0
令和2年度	3	0	246	3	2	1	0	0	0	0	0
令和3年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和4年度	1	0	177	0	1	0	0	0	0	0	0
令和5年度	1	1	40	2	2	0	0	0	0	0	0